

0

 \bigcirc

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1462号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年6月3日火曜日 第1462号

~	/ 	<u>~</u>	V	
	告	示		
新たに生じた土地の	確認(御荘日	町)		643
字の区域の変更(<i>"</i>)			643
不健全な図書類等の	指定			643
土地改良区役員の就	退任の届出	(4件)		644
土地改良区の定款変	更の認可			646
新たな土地改良事業	の施行の認	可(4件)	646
		-		
市営土地改良事業の	計画の変更	等の同意	(4件)	646
町営土地改良事業の	計画の変更	等の同意		647
県営土地改良事業の	工事の完了	(2件)		647
義務付保の同意を求	めるための	事前届出	及び指定漁船調書の	
縦覧				647
)	
道路の区域変更(県	道壬生川丹	原線)		649
道路の供用開始 (")		649
道路の供用開始 (")		649
道路の供用開始(県	道落合久万	線)		649
道路の区域変更(一	般国道 197	号)		650
道路の供用開始 (")		650
道路の区域変更(県	道佐田岬三	崎線)		650
道路の区域変更(県	道鳥井喜木	津線)		651
•	"			
		-		
道路の位置の指定				652
	公安委員	会告示		
田治加八字==羽にな			定	CE2
以用処刀有調査に除	る拍上碑首	茂 美 リノ打日		052
:	選挙管理委	員会告	示	
	_			
政治団体の解散の届	出			658

資金管理団体の届出	658
資金管理団体の届出事項の異動の届出	659
資金管理団体の指定の取消し等の届出	659

告 示

○愛媛県告示第1255号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、御荘町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は御荘町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
御荘町平城4086の2、4087の1、4087の2、4152の2、4152の3、5540、5541、5706の2、5706の4、5706の6、5706の8及び5707の地先	5 ,981 27
御荘町平城4086の2、4087の1、4087の2、4152の2及び4152の3の地先	2 ,049 .45

○愛媛県告示第1256号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定により、御荘町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

マのタを	左記の区域に編入	左記の区域に編入する新たに生じた土地						
字の名称	区	面 積 (平方メートル)						
平城	御荘町平城4086の2、4087 2、4152の2、4152の3、 5706の2、5706の4、5706 8 及び5707の地先公有水面	5540、5541、 の 6、5706の	5 ,981 27					
平城	御荘町平城4086の2、4087 2、4152の2及び4152の3 面埋立地		2 ,049 .45					

○愛媛県告示第1257号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を 阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

図書類等

種	別	番号	名	称	号別又は発行 年月日	発	行	者	諮問の理由
雑記	谼	15 001	教えて先生!VOL.1		6月増刊号	㈱オデ	ッセウス出	版	著しく性的感情を刺激し、又は

"	15 002	ボクの初体験	5 月増刊号	㈱オデッセウス出版
"	15 003	ニャン ² 倶楽部	6 月 号	㈱コアマガジン
"	15 004	マニア倶楽部	6 月 号	三 和 出 版 ㈱
"	15 005	お尻倶楽部	5 月 号	三 和 出 版 ㈱
"	15 006	純情幼妻	6 月 号	吐 夢 書 房
"	15 007	熟女の微笑	6 月 号	吐 夢 書 房
"	15 008	DICK	6 月 号	(株) 大 洋 書 房
"	15 009	お姉さんしてッ!!	6 月 号	㈱ ビ デ オ 出 版
"	15 010	激撮投稿	VOL.6	㈱ マ ッ ク ス コーポレーション
"	15 011	あいのりOK!!	VOL.1	マイウェイ出版㈱
"	15 012	投稿ランキング	6 月 号	㈱メディアックス
"	15 013	生リップ	V O L . 2	㈱メディアックス
"	15 014	URECCO	6 月 号	ミ リ オ ン 出 版
"	15 015	はなまるミセス	6月号増刊	雄出版 ㈱
"	15 016	ACTRESS	6 月 号	(株) リーイード 社
"	15 017	漫画ローレンス	6 月 号	㈱ 綜合図書
"	15 018	コミック ドルフィン	6 月 号	(株) 司 書 房
"	15 019	COMIC MUJIN	6 月 号	㈱ティーアイネット
"	15 020	Comic 人妻熟女ざかり	6 月 号	(株) 桃園 書房
ビデオ テープ	15 021	外でエッチしたら凄く気持ちよかったよ	J J - 001	J U N G L E V I D E O C O .
"	15 022	夏木美夕 疼き	G T C - 001	t o k y o fukumen club
"	15 023	魅惑のキャンペーンガールVo1 . 2 池田ふみか	M R - 02	N U T 企 画
"	15 024	名門いたずら女学院 3年B組 よしみ18才	B S - 003	名門いたずら女学園
"	15 025	女神っ娘 恥かしい課外授業	A M - 003	アミーゴ倶楽部
"	15 026	露出夫人 Deluxe 史江(24才)	D R - 02	影
DVD	15 027	SweetLovers	B N D V - 00002	㈱ビデオバンク
"	15 028	スチュワーデスの告白 憧れの女たち	B N D V - 00085	㈱ビデオバンク

著しく粗暴性残虐性を有し、青 少年の健全な育成を阻害するお それがある。

○愛媛県告示第1258号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第18条第16項の規定 により、西条市朔日市新田土地改良区から次のとおり役員が 就任し、及び退任した旨の届出があった。 平成15年6月3日

就 任

役員の種類	氏	;		名	住	所
理事	高	橋	Œ	雄	西条市朔日市551番地の1	
"	藤	田	要	雄	西条市玉津666番地の3	
"	Ξ	浦	忠	弘	西条市新田71番地の2	
"	菅		敏	治	西条市朔日市379番地	
"	矢	野		競	西条市朔日市335番地	
"	真	木	繁	隆	西条市明屋敷52番地	
"	桑	原	幸	治	西条市朔日市228番地	
"	浅	田	文	男	西条市喜多川776番地	
監事	築	山	文	市	西条市玉津689番地の3	
"	岡	田	友	吉	西条市朔日市717番地	

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	高	橋	正	雄	西条市朔日市551番地の1	
"	藤	田	要	雄	西条市玉津666番地の3	
"	Ξ	浦	忠	弘	西条市新田71番地の 2	
"	越	智	傳	吉	西条市朔日市132番地	
"	曽៛	找部		甫	西条市朔日市232番地	
"	真	木	繁	隆	西条市明屋敷52番地	
"	桑	原	幸	治	西条市朔日市228番地	
"	浅	田	文	男	西条市喜多川776番地	
監事	築	Щ	文	市	西条市玉津689番地の3	
"	岡	田	友	吉	西条市朔日市717番地	

○愛媛県告示第1259号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市港新地土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	藤	田		眸	西条市港499番地	
"	松	本	義	治	西条市港307番地	
"	藤	田	安	夫	西条市樋之口444番地	
"	宮	嶋	英	忠	西条市本町94番地	
"	築	Щ	富	市	西条市市塚64番地	
"	越	智	易	孝	西条市樋之口109番地	
"	鈴	木		豊	西条市古川153番地 3	
監事	安	部	正	則	西条市朔日市139番地	
"	田	坂	孝	志	西条市樋之口147番地 5	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	藤田	榮太郎	西条市港521番地	
"	松本	義治	西条市港307番地	

"	藤	田	安	夫	西条市樋之口444番地
"	宮	嶋	英	忠	西条市本町94番地
"	築	Щ	富	市	西条市市塚64番地
"	越	智	易	孝	西条市樋之口109番地
"	鈴	木		豊	西条市古川153番地 3
監事	安	部	正	則	西条市朔日市139番地
"	田	坂	孝	志	西条市樋之口147番地 5

○愛媛県告示第1260号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、東予市河原津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏		名		住 所
理事	丹			勤	東予市河原津新田甲121番地の9
"	丹		政	美	東予市河原津新田甲121番地の 3
"	伊	藤	榮:	三郎	東予市河原津新田甲121番地の 7
"	伊	藤	武	美	東予市河原津新田甲121番地の 1
"	丹		省	吾	東予市河原津新田甲286番地の 1
監事	丹		幸	大	東予市河原津新田甲121番地の10
"	伊	藤	澄	勇	東予市河原津新田甲121番地の 6

退任

役員の種類	氏			名	住 所				
理事	丹			勤	東予市河原津新田甲121番地の 9				
"	丹		政	美	東予市河原津新田甲121番地の3				
"	" 伊藤				東予市河原津新田甲121番地の7				
"	伊	藤	武	美	東予市河原津新田甲121番地の 1				
"	丹		省	吾	東予市河原津新田甲286番地の1				
監事	酒	井		實	東予市河原津新田甲121番地の8				
"	丹		幸	大	東予市河原津新田甲121番地の10				

○愛媛県告示第1261号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、津島町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏			名	住 所
理事	曽	根	貞	義	北宇和郡津島町大字上畑地甲604番 地
"	赤	松	傳	雄	北宇和郡津島町大字高田丙393番地
"	池	田	弥三	三男	北宇和郡津島町北灘甲470番地 5
"	松	根		武	北宇和郡津島町北灘甲1223番地
"	ш		Œ	富	北宇和郡津島町北灘甲339番地 1

"	森		近	男	北宇和郡津島町北灘乙1708番地				
"	舩	田	忠	夫	北宇和郡津島町北灘甲1773番地				
"	本	城	倉	_	北宇和郡津島町浦知417番地				
"	村	上	康	志	北宇和郡津島町大字下畑地甲683番 地 1				
"	山	本	岩ス	大郎	北宇和郡津島町大字近家甲911番地				
"	Щ	本	俊	幸	北宇和郡津島町大字近家甲1112番地 7				
"	兵	頭	司	博	北宇和郡津島町岩松甲1277番地11				
監事	松	藤	康	_	北宇和郡津島町大字下畑地甲1509番 地				
"	武	内	忠	_	北宇和郡津島町北灘丙58番地				
"	坂	本	順	作	北宇和郡津島町岩松1905番地				

退任

役員の種類	役員の種類 氏				住所	Ť
理事	曽	根	貞	義	 北宇和郡津島町大字上畑地甲60 地	04番
"	赤	松	傳	雄	北宇和郡津島町大字高田丙393	番地
"	池	田	弥三	三男	北宇和郡津島町北灘甲470番地	5
"	松	根		武	北宇和郡津島町北灘甲1223番地	b
"	山		正	富	北宇和郡津島町北灘甲339番地	1
"	森		近	男	北宇和郡津島町北灘乙1708番地	b
"	本	城	倉	_	北宇和郡津島町浦知417番地	
"	薬部	市寺	威	徳	北宇和郡津島町大字近家甲344 2	番地
"	山	下	榮	-	北宇和郡津島町大字近家甲228 4	番地
"	熊	坂	正	頼	北宇和郡津島町北灘丁1003番地	b
監 事	山	П	美氰	亀男	北宇和郡津島町大字槇川1296番	手地
"	武	内	忠	_	北宇和郡津島町北灘丙58番地	
"	毛	利	守	雄	北宇和郡津島町大字下畑地甲15 地	782番

○愛媛県告示第1262号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定 により、松山市水泥土地改良区の定款の変更を認可した。 平成15年6月3日

- 111. - C. 111 - - 111. - - 111. - - 111. - - 111. -

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1263号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土居町蕪崎土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・乾地区)の施行を平成15年5月22日認可した。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1264号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、宇摩郡土居町中村土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・第2ポンプ地区)の施行を平成15年5月22日認可した

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1265号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土居町小林土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・浦地区)の施行を平成15年5月22日認可した。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1266号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土居町北野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・中北野地区)の施行を平成15年5月22日認可した。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1267号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、宇和町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(ほ場整備事業及び暗渠排水事業・久保地区)の計画の変更を平成15年5月22日認可した。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1268号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人新宮村土地改良区から次のとおり清算人が就職した旨の届出があった。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏			名	住	所					
法	橋	信	_	宇摩郡新宮村大字新宮924番地 1						
内	田	豊	_	宇摩郡新宮村大字新瀬川308番地						
石	Ш	博	Ξ	宇摩郡新宮村大字新瀬川83番地						
吉	畄	亀	男	宇摩郡新宮村大字馬立281番地						
藤	田	紘	正	宇摩郡新宮村大字上山1169番地						
大	西	敬記	忠郎	宇摩郡新宮村大字上山3268番地						
内	田	宗	義	宇摩郡新宮村大字上山3535番地						
石	Ш		保	宇摩郡新宮村大字新宮1200番地						
鈴	木	邦	3 雄 宇摩郡新宮村大字上山8169番地							

○愛媛県告示第1269号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の 規定により、宇和島市から協議のあった土地改良事業(農業 用道路整備事業・赤松地区)の計画の変更に平成15年5月22 日同意した。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1270号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の 規定により、宇和島市から協議のあった土地改良事業(農業 用用排水施設整備事業・赤松地区)の計画の変更に平成15年 5月23日同意した。

平成.15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1271号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第96条の3第1項の 規定により、宇和島市から協議のあった土地改良事業(農業 用道路整備事業・九島地区)の計画の変更に平成15年5月22 日同意した。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1272号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の 規定により、宇和島市から協議のあった土地改良事業(農業 用用排水整備事業・九島地区)の計画の変更に平成15年5月 22日同意した。

- 111. - 1. 11 - 111. - 111 - 111. - 111. - 111. -

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1273号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の

規定により、津島町から協議のあった土地改良事業(ほ場整備事業・上槇上地区)の計画の変更に平成15年5月22日同意した。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1274号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により 公告する。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用用排水施設整備及び 農業用道路整備事業	河内地区	平成15年 3 月18日

○愛媛県告示第1275号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により 公告する。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県営は場整備事業	徳能地区	平成15年 3 月25日

○愛媛県告示第1276号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

(西条地方局管内)

発 起	人 の 住 所 及 び	氏 名	加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組 合の名称
西条市船屋355番地 浅 木 宗 親	西条市船屋甲521番地 1 浅 木 厚 貴	西条市古川153番地 3 鈴 木 豊	ひうち	西条市ひうち漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成15年6月3日から同年6月17日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

西条地方局管内の加入区

西条地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第1277号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、東予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

東予市

東予市周布 349 番地の 1 代表者 市長 青野 勝 東予市楠甲 453 番地の 9

- 2 埋立区域
 - (1) 位置

東予市河原津甲1205番地先の公有水面

(2) 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに7点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+380m)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(東予市河原津甲1188番地先北物揚場に設置された金属鋲)は、北緯33度58分24秒、東径133度04分12秒の地点

1 点は、基点から真北 154 度15分00秒208 .76メートル の地点

2 点は、1 点から真北 322 度56分00秒 11 50 メートル の地点

3 点は、2 点から真北52度56分00秒 80 30 メートルの 地点

4点は、3点から真北322度56分00秒1.00メートルの 地点

5 点は、4 点から真北52度56分00秒7 20メートルの地 点

6 点は、5 点から真北 142 度56分00秒 13 90 メートル の地点

7 点は、6 点から真北 232 度56分00秒 29 30 メートル の地点

(3) 面積

1,051 30平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成11年7月8日 愛媛県指令港第269号
- 4 しゅん功認可年月日 平成15年6月3日

○愛媛県告示第1278号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、三瓶町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧するこ

とができる。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

三瓶町

西宇和郡三瓶町大字朝立 7 番耕地 287 番地の 3 代表者 町長 井伊 敏郎 西宇和郡三瓶町大字垣生甲 256 番地

- 2 埋立区域
 - (1) 位置

西宇和郡三瓶町大字安土字栄濱 534 番 2 地先の公有水 面

(2) 区域

次の①の地点から⑨の地点までを順次直線で結んだ線、⑨の地点と⑩の地点を結ぶ平成11年3月10日付け三瓶町指令建第83号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線(D.L.+230mにより決定)並びに⑩の地点と①の地点とを結ぶ春分及び秋分の満潮位(D.L.+230m)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(西宇和郡三瓶町大字朝立字塩浜1番耕地549番1地先の川口護岸の天端に設置された真鍮製基準点鋲の標柱)は、北緯33度22分48秒、東径132度25分13秒の地占

- ①の地点は、基点から真北 195 度24分21秒150 59メートルの地点
- ②の地点は、①の地点から真北 315 度16分40秒1 23メートルの地点
- ③の地点は、②の地点から真北45度16分40秒0 55メートルの地点
- ④の地点は、③の地点から真北 315 度16分40秒 13 .45 メートルの地点
- ⑤の地点は、④の地点から真北20度36分35秒4 25メートルの地点
- ⑥の地点は、⑤の地点から真北 110 度36分35秒0 .45メートルの地点
- ⑦の地点は、⑥の地点から真北20度36分35秒2 90メートルの地点
- ⑧の地点は、⑦の地点から真北 290 度36分35秒0 45メ
- ートルの地点
 - ⑨の地点は、⑧の地点から真北20度36分35秒 27 93 メ
- ートルの地点
 - ⑩の地点は、⑨の地点から真北 104 度36分35秒5 46メ
- ートルの地点
- (3) 面積

289 .77平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成13年3月21日 愛媛県指令港第94号
- 4 しゅん功認可年月日 平成15年6月3日

○愛媛県告示第1279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅 員	延長	備考
県 道	壬生川丹原線	周桑郡丹原町大字高松甲1537番 2 地先から	IB	メートル 10 4~11 5	キロメートル 0.091	
· 宗 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>工</u> 主川 	同大字甲1545番 1 地先まで	新	10 <i>A</i> ~ 11 5 11 <i>D</i> ~ 24 <i>D</i>	0 .091 0 .099	

○愛媛県告示第1280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	壬	主川丹原	京線	周桑郡丹原印 同大字甲154			地先から				平成15年 6 月 3 日

○愛媛県告示第1281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道』	路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の員	延長	備	考
ı	**	玉川菊間線	伯	越智郡菊間町河之内34番 2 地先から		旧		〜ル 6~1	a 0	キロメートル 0.037			
宗	県 道 玉		米 日#	祆	同町河之内 6 番地先まで	也先まで				6 5	0 .037		

○愛媛県告示第1282号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	玉	川菊間	線	越智郡菊間			6				平成15年6月3日

○愛媛県告示第1283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

追	直路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	. 道	落	合久万	線	上浮穴郡面同村前組23		30番から					平成15年6月3日

○愛媛県告示第1284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地 の 員	延長	備	考
一般国道		197号		西宇和郡三崎町三崎2923番 2 から		旧	メート 40 <i>A</i>	ル ~63 &	キロメートル 0 .158		
一般国道		1975		同町三崎2886番2まで		新	45 .6	~ 78 9	0 .158		

○愛媛県告示第1285号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		197号		西宇和郡三							平成15年 6 月 3 日

○愛媛県告示第1286号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	X	間	旧・新 別	敷幅	地	の員	延	長	備	考
県	道	<i>I</i> +- c	日岬三山	太4白	西宇和郡三崎町串1656番 3		旧		·ル 8~	9 .6	ー火ロキ 0.010			
示		在口	- пит <u>—</u> и	可称水	四于和邻二崎町中1030街3		新	13 5	5 ~ 1	6.8	0 .010)		

○愛媛県告示第1287号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

道路の) 種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	佐田	田岬三山	奇線	西宇和郡三	崎町串1656	番 3					平成15年6月3日

○愛媛県告示第1288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	ė +	‡喜木潭	事4白	西宇和郡三崎町松3983番		旧	メートル 82~86	キロメートル 0 .010	
示	坦	ラ ナ	†音小 <i>i</i>	手が水	四十和都二呵叫作3505笛		新	18 0~23 8	0 .010	

○愛媛県告示第1289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	鳥	井喜木泽	聿線	西宇和郡三	崎町松3983	番					平成15年6月3日

○愛媛県告示第1290号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種	類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道		- 市松里	3.4白	北宇和郡松野町大字富岡220	4番地先から	IΒ	メートル 78~25.7	キロメートル 0 279	
ホ	炟	致り	INTAE	J' ROK	同大字2201番地先まで		新	12 3~39 3	0 279	
"		В	黒松丸	火 白	北宇和郡松野町大字富岡271	5番地先から	旧	4.0~ 7.5	0 ,081	
"		Ħ:	赤化入	初水	同大字2716番地 2 まで		新	5 6~41 D	0 ,081	

○愛媛県告示第1291号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年6月3日

道路の) 種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	薮 ⁄	ケ市松里	 野線	北宇和郡松			先から				平成15年 6 月 3 日
"		目	黒松丸	線	北宇和郡松			先から				"

○愛媛県告示第1292号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成15年 6 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た者 の 住 所 及 び 氏 名
15松局建(開)第 6 号 平成15年 5 月13日	温泉郡重信町大字牛渕字門田207番 4 及び226番 1	松山市東石井町19番地 1 村 上 竹 志
15西局建(開)第7号 平成15年5月19日	西条市氷見字老ノ木下乙934番7、乙936番7、乙937番2、乙938番 3 及び乙938番4	西条市氷見丙23番地 井 上 歩

○愛媛県告示第1293号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定 に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の名称
 - 大洲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

大洲都市計画公園事業

4・4・3 城山公園

3 事業施行期間

平成15年6月3日から

平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

大洲市大洲字三の丸、字穴門外 地内

(2) 使用の部分 なし

○愛媛県告示第1294号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市八多喜町甲1181番1

2 申請人の住所氏名

大洲市八多喜町甲1259番地

株式会社大興建設

代表取締役 城戸 猪喜夫

3 図面省略

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第4号

道路交通法(昭和35年法律第 105 号)第 108 条の 4 第 1 項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則 (平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号)第 3 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年6月3日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

名	称	住	所	代表	者の氏	名	特定講習を行う事 務所の名称	特定講習を行う事務 所の所在地	 特定講習の種別 	指定年月日
有限会社	於井産業	大洲市新名	谷甲1177番	永 ‡	* 水	澄	交安ドライビング スクール	宇和島市伊吹町小倉 1421番地	取消処分者講習	平成15年6月3日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。 平成15年6月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日 備 考
以方団体の名称	代 表 者 会計責任者		個山牛月日 湘 写
住田省三後援会	住 田 省 三 住 田 圭一郎	伊予郡松前町南黒田120	平成15年1月6日

日ノ西朋子後援会	日/	/西	朋	子	日	/西	良雄	上浮穴郡久万町大字久万町803 - 3	平成15年1月7日	
藤本公子後援会	藤	本	公	子	藤	本	昇	北条市辻225 - 4	平成15年1月7日	
越智絹恵後援会	越	智	絹	恵	越	智	恭次	今治市中日吉町 2 - 7 - 52	平成15年1月7日	
石井秀則後援会	石	井	秀	則	石	井	好 江	今治市立花町 1 - 6 - 23	平成15年1月7日	
真鍋光後援会	真	鍋		光	真	鍋	健 二	 新居浜市御蔵町2-12 	平成15年1月7日	
藤原雅彦後援会	藤	原	雅	彦	藤	原	ルミ子	 新居浜市新田町 2 - 4 - 27	平成15年1月7日	
我妻正三後援会	我	妻	Œ	Ξ	我	妻	みゆき	宇和島市和霊町1515 - 39	平成15年1月7日	
松本米雄後援会	松	本	*	雄	松	本	貞 子	八幡浜市穴井 3 - 604	平成15年1月7日	
日野ひろし後援会	岩	井	正	志	栗	田	満明	伊予市下吾川1029	平成15年1月7日	
笑顔で暮らせる町づくりを考える 市民の会	近	藤	由美	子	近	藤	淳	西条市飯岡1928 - 4	平成15年1月7日	
のおの知恵子愛媛県後援会	杉	本	富	惠	稲	田	紘 子	松山市千舟町8-72-1	平成15年1月8日	
井上和浩後援会	浅	野	浩	_	大	六	猛	八幡浜市釜倉 1 - 640	平成15年1月8日	
細川秀明後援会	西	Щ	犯	敏	細	Ш	敏 光	温泉郡川内町南方732	平成15年1月9日	
伊藤新平後援会	竹	田	粂	_	Щ	本	朝光	西条市福武甲1211 - 2	平成15年 1 月16日	
松浦司後援会	清	水	日出	男	池	田	源美	北宇和郡広見町大字大宿1698	平成15年 1 月16日	
近藤みちお後援会	近	藤	道	雄	近	藤	道雄	新居浜市泉池町2-3	平成15年 1 月21日	
越智たかのり後援会	越	智	隆	憲	越	智	多賀子	今治市高橋甲1096 - 3	平成15年 1 月21日	
輝くふるさとの会	中	岡		進	中	岡	シゲ子	伊予郡中山町大字佐礼谷甲1509	平成15年 1 月21日	
藤田豊治後援会	藤	田	豊	治	神	野	重信	新居浜市船木甲2607 - 2	平成15年 1 月21日	
自由民主党愛媛県松山市第十支部	大	西	弘	道	橋	本	多ツ子	松山市本町7 - 1 - 14	平成15年 1 月22日	政党の支
自由民主党愛媛県松山市第十一支 部	白	石	研	策	中	家	照 雄	松山市中村 1 - 3 - 18	平成15年 1 月22日	政党の支
自由民主党愛媛県松山市第十二支部	松	下	長	生	松	原	正樹	松山市堀江町甲1799	平成15年 1 月22日	政党の支
自由民主党愛媛県松山市第十三支部	菅		正	秀	Щ	内	之 夫	松山市北梅本町2104 - 1	平成15年 1 月22日	政党の支
自由民主党愛媛県松山市第十四支 部	池	本	俊	英	永	井	英 治	松山市東長戸3-8-35	平成15年 1 月22日	政党の支
自由民主党愛媛県松山市第十五支部	菊	池	伸	英	金	浦	秀利	松山市古川西 3 - 6 - 16	平成15年 1 月22日	政党の支
越智豊後援会	越	智		豊	越	智	ゆかり	越智郡玉川町小鴨部甲298 - 2	平成15年 1 月23日	
未来をはぐくむ会	小	夜	美代	:子	中	野	静	大洲市東大洲587 - 2	平成15年 1 月27日	
東一夫後援会	夢	田子	寿	明	菅	野	哲三	温泉郡川内町大字井内383	平成15年 1 月27日	

明智かずひこ後援会	佐	薙	重	信	秋	月	_	晃	 新居浜市神郷1-4-11	平成15年 1 月30日
伊藤優子後援会	伊	藤	優	子	井	石	律	子	新居浜市庄内町 1 - 10 - 3	平成15年 1 月31日
角田武博後援会	角	田	武	博	伊	藤	達	郎	新居浜市大生院1192 - 1	平成15年 2 月 3 日
坂上浩一後援会	坂	上	浩	_	Щ	П	由	泰	新居浜市中萩町2-8	平成15年 2 月 3 日
一色輝雄後援会	-	色	輝	雄	-	色	昭	男	西条市飯岡3203	平成15年 2 月 3 日
大沢五夫後援会	池	本		巌	田	辺		弘	今治市国分5 - 2 - 57	平成15年 2 月 7 日
松崎しゅうめい後援会	松	崎	修	明	松	崎	修	明	伊予郡砥部町原町112 - 1	平成15年 2 月10日
愛国健志会	大	城	徳	清	Л	俣	道	夫	松山市保免上1 - 9 - 28	平成15年 2 月10日
菅やすはる後援会	菅		泰	晴	Ξ	好	紀	久雄	北条市辻1443 - 6	平成15年 2 月12日
山口尊後援会	岡	Щ	晴	促	竹	内	光	雄	北宇和郡松野町大字松丸358番地	平成15年2月13日
おがた健太郎後援会(八幡浜を元 気にする会)	上	甲	英	司	宮	本		康	八幡浜市42 - 3	平成15年 2 月14日
赤松与一後援会	Щ	本	定	利	赤	松	_	男	北宇和郡吉田町大字法花津8-230	平成15年 2 月18日
泉圭一後援会	泉		圭	_	泉		圭	_	伊予市稲荷143 - 3	平成15年 2 月21日
三宅浩正後援会	Ξ	宅	浩	正	Ξ	宅	俊	江	松山市山越町414 - 1	平成15年 2 月24日
上脇かずよを支援する会	岡	崎	節	子	大	下		澄	八幡浜市大黒町沖新田1523 - 9	平成15年 2 月26日
松山の都市計画を考える会	大	元		護	桑	田	満	雄	松山市山越4 - 1 - 32	平成15年 2 月28日
土井中照後援会	水	П	典	之	越	智	直	美	今治市松本町 4 - 2 - 10	平成15年3月3日
ひだみやこ風おこし会	坂	本	幸	_	Щ	本	節	子	八幡浜市大字松柏甲581	平成15年3月7日
川口長七後援会	Л	П	武	彦	Л	П	甚	弘	宇和島市丸之内4-4-17	平成15年 3 月17日
兵頭通平後援会	筒	井	幸	昭	井	上	郁	江	宇和島市伊吹町22 - 1	平成15年 3 月18日
井谷幸夫後援会	沖	中	義	見	梶	原	寛	子	北宇和郡吉田町大字東小路甲7 - 5	平成15年 3 月18日
水本利勝後援会	日	野	久》	欠郎	村	上		実	伊予郡広田村総津575	平成15年 3 月18日
中島ひろし後援会	東			勉	佐?	木	茂洲	台郎	伊予郡広田村総津790	平成15年 3 月20日
橋本朝幸後援会	橋	本	朝	幸	村	上	哲	亮	新居浜市松原町9-28	平成15年 3 月20日
坂尾真後援会	徳	内	厚	美	坂	尾	啓	子	宇和島市和霊中町 2 - 2 - 26	平成15年 3 月25日
愛媛県こにし恵一郎薬剤師後援会	澤	田	Z	吉	宮	内	芳	郎	松山市三番町7-6-9	平成15年 3 月31日
村上光夫後援会	村	上	光	夫	松	岡	長	茂	北条市中西外387	平成15年3月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成15年6月3日

愛媛県選挙管理委員会 委員長 藤 山 薫

	1					
政治団体の名称	異 動	事 項	新	ІВ	届出年月日	備考
自由民主党愛媛県防衛協賛支部	会 計 責	任者	泊 里 崔	寺 岡 陸 雄	平成15年1月6日	政党の支部
自由民主党川内支部	主たる事務所	fの所在地	温泉郡川内町北方2137 - 2	温泉郡川内町南方732	平成15年1月6日	政党の支部
	代 表	者	三棟義博	細 川 武 雄		
自由民主党愛媛県倉庫支部	会 計 責	任者	清水良三	河 辺 光 久	平成15年1月6日	政党の支部
斉藤正治後援会	代 表	者	斉 藤 敬 子	斉 藤 正 治	平成15年1月6日	
日野ひろし後援会	会 計 責	任者	日 野 健 一	江 戸 茂	平成15年1月7日	
大西誠後援会	代 表	者	湊 雅之	大 西 義 範	平成15年1月8日	
愛媛県水産政治連盟	会 計 責	任 者	富田勘司	実 好 善 久	平成15年 1 月16日	
田中たか子後援会	主たる事務所	がの所在地	松山市本町 5 - 2 - 20	松山市三番町4-9-6	平成15年 1 月21日	
自由民主党生名支部	主たる事務所	fの所在地	越智郡生名村1806	越智郡生名村3194	平成15年 1 月22日	政党の支部
	代 表	者	原山公男	村 上 雄一郎		
	会 計 責	任者	浜 田 智 洋	増 成 君 子		
森達正後援会	代 表	者	塩 出 恒 美	藤原俊郎	平成15年 1 月23日	
上田初一後援会食場支 部	代 表	者	山 光 慧	山 下 新	平成15年 1 月24日	
自由民主党愛媛県自動 車整備支部	代 表	者	佐 伯 光	橋本貞雪	平成15年 1 月28日	政党の支部
愛媛県自動車整備政治 連盟	代 表	者	佐 伯 光	橋本貞雪	平成15年 1 月28日	
住みよい松前を創る会	代 表	者	泉 芳 樹	満田泰三	平成15年 1 月31日	
石津隆敏を励ます会	主たる事務所	fの所在地	川之江市川之江町長須222 - 2	川之江市川之江町2243 - 3	平成15年 1 月31日	
清家俊蔵後援会	代 表	者	村 井 英 治	新地重昭	平成15年2月3日	
	会 計 責	任者	三 好 清 治	福島一正		
山中隆徳後援会	主たる事務所	がの所在地	八幡浜市日土町 5 - 2350	八幡浜市日土町 2 - 254 - 1	平成15年2月3日	
加戸守行を支援する会	主たる事務所	fの所在地	松山市東雲町2-7	松山市南堀端町5-6	平成15年2月4日	
自由民主党三間支部	主たる事務所	fの所在地	北宇和郡三間町大内58	北宇和郡三間町川之内300	平成15年2月6日	政党の支部
	代 表	者	山崎富美男	石 井 喜代孝		

自由民主党愛媛恩欠連	会 計	·責	任者		條		雄	<i>h I</i>	录 通	*	平成15年2月6日	政党の支部
支部												
自由民主党新宮支部 		責	任 者	石	Ш		勉 	鈴った	* 邦	延	平成15年2月10日	政党の支部
福本義和後援会	代	表 ——		細	Ш	義 ——	_	影	1	敏	平成15年2月14日	
愛国徳心会	政治	団 体	の名称	愛	国徳/	心会		愛国優	建志会		平成15年 2 月14日	
菅野隆房後援会	会 計	- 責	任者	渡	部	富	男	菅 里	予哲	Ξ	平成15年 2 月14日	
愛国徳心会	主たる	事務所	fの所在地	北	条市i	辻 554	- 2	松山市	「保免」	上1 - 9 - 28	平成15年 2 月17日	
ますだ尚鶴後援会	代	表	者	杉	田	智	生	清 7	く 頼	道	平成15年2月17日	
民主党愛媛県総支部連 合会	会 計	青	任者	高	橋		剛	賀日	日康	臣	平成15年 2 月20日	政党の支部
萩森良房後援会	代	表	者	松	尾	義	徳	井」	:忠	±	平成15年 2 月20日	
	会 計	青	任者	増	田	慎	=	萩桑	注 理	慧子		
田中たか子後援会	会 計	責	任者	小	野	由	美	田日	申由	美	平成15年 2 月20日	
玉水としきよ後援会	代	表	者	小	田	慶	孝	高區	可明	彦	平成15年 2 月24日	
小清水千明後援会	代	表	者	清	家	章	_	清家	え 善	_	平成15年 2 月24日	
渡部浩後援会	代	表	者	丹	下	恒	美	渡道	<u> </u>	武	平成15年 2 月25日	
大沢五夫後援会	主たる	事務所	の所在地	今	治市野	野間1	214 - 1	今治市	5国分	5 - 2 - 57	平成15年 2 月26日	
小池新三郎後援会	会 計	· 責	任者	本	田	典	彦	曽我部	ß 弘	志	平成15年 2 月26日	
赤松南海男後援会	主たる	事務所	の所在地	宇	和島市	市妙ቃ	典寺前乙579 - 6	宇和島	島市妙野	典寺前乙648	平成15年 2 月27日	
吉村直城後援会	会 計	一責	任者	武	田	啓	助	赤木	<u>K</u>	旭	平成15年 2 月28日	
植田勝博を支える会	主たる	事務所	の所在地	今	治市原	東門町	IJ 1 - 5 - 17	今治市	東門	打5 - 6 - 30	平成15年3月5日	
小林みやこ後援会	会 計	· 責	任者	小	林	初	枝	小木	 т	男	平成15年3月6日	
井上和浩後援会	代	表	者	大	六		猛	浅里	予浩	=	平成15年3月7日	
前田正剛後援会	主たる	事務所	う の所在地	北	条市	浅海原	京甲1-12	北条市	5浅海[京甲483	平成15年3月7日	
	代	表	者	尾	上	和	紀	松日	日博	仁		
堀勇雄を支援する会	会 計	青	任者	玉	井	敏	久	渡道	2 良	_	平成15年3月7日	
みたらい健後援会	代	表	者	Щ	辺		積	日野區	到 敏	夫	平成15年3月7日	
	会 計	一責	任者	玉	井	敏	タ	渡道	2 良	_		
みたらい健を支援する 会	会 計	· 責	任者	玉	井	——	久	渡道	2 良	_	平成15年3月7日	
長橋じゅんじ後援会	会 計	責	任者	玉	#	敏	久	渡道	2 良	_	平成15年3月7日	

県政と環境を考える会	会 計 責 任 者	玉 井 敏 久	渡辺良一	平成15年3月7日	
菊池たかゆき後援会	政治団体の名称	菊池たかゆき後援会	平成政策懇話会	平成15年3月10日	
石崎九後援会	代 表 者	川中正幸	中 川 義 信	平成15年3月11日	
ともに未来を拓く会	代 表 者	高須賀 絋 一	河 上 和 子	平成15年3月13日	
山下良征後援会	代 表 者	岩本靖公	山 本 和 吉	平成15年3月14日	
吉岡昇平後援会	主たる事務所の所在地	大洲市常磐町105	大洲市常磐町20	平成15年3月14日	
川口長七後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市丸之内4-4-17	宇和島市坂下津407 - 10	平成15年3月17日	
	代 表 者	川口武彦	山 本 岩 次		
	会 計 責 任 者	川口甚弘	清水三郎		
岡村しげはる後援会	代 表 者	髙 木 勇	大 西 貞 雄	平成15年3月17日	
村上常雄後援会	主たる事務所の所在地	大洲市北只572 - 6	大洲市北只783 - 1	平成15年3月19日	
井原たくみ後援会	主たる事務所の所在地	伊予三島市中曽根町411 - 5	伊予三島市中曽根町461 - 2	平成15年3月17日	
自由民主党愛媛県伊予 三島市第一支部	主たる事務所の所在地	伊予三島市中曽根町411 - 5	伊予三島市中曽根町461 - 2	平成15年3月17日	政党の支持
仙波憲一後援会	会 計 責 任 者	仙 波 聖 子	仙波久善	平成15年3月20日	
政治結社大日本天声塾	主たる事務所の所在地	今治市湊町 1 - 3 - 37	今治市天保山町3-2-3	平成15年3月20日	
自由民主党愛媛県第三 選挙区支部	会 計 責 任 者	小 野 晋 也	鈴 木 俊 広	平成15年3月20日	政党の支持
愛媛県珠算普及政治連 盟	代 表 者	松本健之進	白石勇二	平成15年3月20日	
	会 計 責 任 者	伊藤孝広	松本健之進		
自由民主党小田支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡小田町大字町村262	上浮穴郡小田町大字本川3013	平成15年3月24日	政党の支部
	代 表 者	一 柳 清 志	福森建樹		
	会 計 責 任 者	西 岡 基	門田求		
魚住和也後援会	主たる事務所の所在地	松山市高浜町 5 - 1562 - 3	松山市高浜町 5 - 1571 - 2	平成15年3月25日	
片上修二郎後援会	代 表 者	大河内 定	森 考雄	平成15年3月25日	
河野行雄後援会	代 表 者	二宮定俊	河 野 孝	平成15年3月26日	
自由民主党愛媛県医療会支部	代 表 者	山内易雅	村上郁夫	平成15年3月28日	政党の支部
愛媛県医師連盟	代 表 者	山内易雅	村上郁夫	平成15年3月28日	
光親会	主たる事務所の所在地	松山市東長戸1-1-38	松山市道後樋又 6 - 27	平成15年3月28日	
 市民主役の会市民党	主たる事務所の所在地	松山市南吉田町1467 - 1	松山市喜与町 2 - 1 - 3	平成15年3月28日	

	会 計	責	任	者	横山由加子	岸田弘史		
よこやま博幸後援会	主たる	事務所	の所在	E地	松山市南吉田町1467 - 1	松山市喜与町2-1-3	平成15年 3 月28日	
	会 計	責	任	者	横 山 由加子	岸田弘史		
岡本恒夫後援会	会 計	責	任	者	岡本久人	山 崎 孝	平成15年 3 月31日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の 規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。 平成15年6月3日

愛媛県選挙管理委員会 委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
斉 藤 正 治 後 援 会	斉 藤 敬 子	平成14年3月3日
日野ひろし後援会	日 野 健 一	平成15年1月7日
渡部きよはる後援会	渡部清春	平成14年12月31日
竹 内 努 後 援 会	竹 内 努	平成14年12月31日
松浦敬恒後援会	渡 辺 定	平成15年 1 月15日
永木ひろし後援会	須 山 敏	平成14年12月26日
やさしい市政を考える会	川野征雄	平成14年12月31日
竹 林 偉 後 援 会	野口武夫	平成15年 1 月10日
直本典子後援会	直本茂	平成14年12月31日
中野ひろしと明日の大洲を創る会	小 夜 美代子	平成15年 1 月31日
自由民主党愛媛恩欠連支部	村 上 龍 夫	平成14年12月26日
あおのてるお後援会	矢 野 輝 男	 平成15年2月7日

勝手に矢野えつ子を市議会へ 送る会	奥島直道	平成15年 1 月20日
村上恒夫とともに、ふるさと に新しい風を起こす会	阪 本 孝 之	平成15年 2 月20日
藤 岡 進 後 援 会	藤 岡 進	平成15年3月5日
全国旅館政治連盟愛媛支部	鮒 田泰三	平成15年3月7日
自由民主党愛媛県新居浜市第一支部	尾崎聡	平成15年3月10日
尾崎聡後援会	尾崎聡	平成15年3月10日
川口長七後援会	川口武彦	平成15年3月11日
髙 橋 照 男 後 援 会	篠原 茂	平成14年12月31日
高市昭次後援会	高市昭次	平成15年 3 月19日
治誠会	得 能 宇一郎	平成15年 3 月18日
平本哲郎後援会	鈴 木 金 作	平成15年 2 月28日
鈴 木 金 作 後 援 会	千葉隆	平成15年 2 月28日
菊 地 信 武 後 援 会	中澤良夫	平成15年 3 月20日
明日のいよみしまを創る会	三宅芳春	平成15年3月1日
西岡基後援会	上野幸計	平成15年 3 月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。 平成15年6月3日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

資金管理団体の 届出をした者の 氏名		資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
日ノ西 朋 子	久万町議会議員	日ノ西朋子後援会	上浮穴郡久万町大字久万町803 - 3	日ノ西 朋 子	平成15年1月7日
藤本公子	北条市議会議員	藤本公子後援会	北条市辻225 - 4	藤 本 公 子	平成15年1月7日

	越	智	絹	恵	今治市議会議員	越智絹恵後援会	今治市中日吉町 2 - 7 - 52	越	智	絹	恵	平成15年1月7日
	石	井	秀	則	今治市議会議員	石井秀則後援会	今治市立花町1-6-23	石	井	秀	則	平成15年1月7日
	真	鍋		光	新居浜市議会議員	真鍋光後援会	新居浜市御蔵町2-12	真	鍋		光	平成15年1月7日
	藤	原	雅	彦	新居浜市議会議員	藤原雅彦後援会	新居浜市新田町 2 - 4 - 27	藤	原	雅	彦	平成15年1月7日
	我	妻	正	Ξ	宇和島市議会議員	我妻正三後援会	宇和島市和霊町1515 - 39	我	妻	正	Ξ	平成15年1月7日
	松	本	*	雄	八幡浜市議会議員	松本米雄後援会	八幡浜市穴井 3 - 604	松	本	*	雄	平成15年1月7日
	松	崎	修	明	愛媛県議会議員	松崎しゅうめい後援会	伊予郡砥部町原町112 - 1	松	崎	修	明	平成15年2月10日
1	菅		泰	晴	北条市議会議員	菅やすはる後援会	北条市辻1443 - 6	菅		泰	晴	平成15年 2 月12日
	=	宅	浩	Œ	愛媛県議会議員	三宅浩正後援会	松山市山越町414 - 1	Ξ	宅	浩	正	平成15年 2 月24日

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194 号)第19条第 3 項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成15年6月3日

愛媛県選挙管理委員会 委員長 藤 山 薫

資金管理団体の名称	異	動	事	項	新	IΒ	届出年月日	備考	
石津隆敏を励ます会	主た	る事務	所の所	f在地	川之江市川之江町長須222 - 2	川之江市川之江町2243 - 3	平成15年 1 月31日		
菊池たかゆき後援会	公	職の) 種	類	八幡浜市長	愛媛県議会議員	平成15年3月10日		
	資金	管理团	体の	名称	菊池たかゆき後援会	平成政策懇話会			

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第19条第 3 項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。

平成15年6月3日

愛媛県選挙管理委員会 委員長 藤 山 薫

届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体で なくなった旨の 届出年月日
川野征雄	今治市議会議員	やさしい市政を考える会	今治市阿方乙487 - 15	川野征雄	平成15年 1 月27日
藤 岡 進	伊予市議会議員	藤岡進後援会	伊予市上吾川1129 - 2	藤岡進	平成15年3月5日
尾崎聡	愛媛県議会議員	尾崎聡後援会	新居浜市西連寺町2-5-6	尾 崎 聡	平成15年3月10日

代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	資金管理団体で なくなった旨の 届出年月日
斉 藤 正 治	伊予三島市議会議員	斉藤正治後援会	伊予三島市具定町210 - 4	平成15年1月6日

備考 斉藤正治後援会については、	資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、	資金管理団体の届出をした者の氏名は、斉藤正治であ
్ల ు		